

横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅条例施行規則

令和8年3月9日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅条例(令和8年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定に基づき横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅(以下「体験住宅」という。)を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅利用許可申請書(様式第1号)に別表に掲げる提出書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による許可の申請は、次に掲げる期間内に行わなければならない。
ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 断熱体験事業 利用しようとする日の3月前から3日前まで

(2) 移住体験事業 利用しようとする日の2月前から10日前まで

3 8月、1月及び2月における体験住宅の利用については、断熱体験事業の申請を優先的に取り扱うものとする。

(利用の許可)

第3条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、体験住宅の利用を許可することとした場合は、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅利用許可書(様式第3号)(以下「利用許可書」という。)を交付し、許可しない場合は、その旨を通知しなければならない。

2 町長は、利用の許可に際し必要な条件を付することができる。

(利用の変更及び変更利用許可)

第4条 前条の規定により体験住宅の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、同条の規定による申請内容を変更し、又は利用を中止しようとするときは、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅変更利用申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更又は中止の申請があったときは、必要な事項を審査し、適当と認めたときは、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅変更利用許可書(様式第5号)を交付するものとする。

(利用許可の申請の回数等)

第5条 第3条第1項に規定する利用許可申請は、条例別表に掲げる利用回数を限度とする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 年度を越えての利用許可申請はできない。年度を越えて継続して利用する場合は、それぞれの年度ごとに利用許可申請をするものとする。

(使用料及び費用負担)

第6条 条例第11条に規定する使用料には、電気、ガス、水道及び下水道の使用料、テレビ受信料(地上契約に係るものに限る。)並びにごみの処理に要する費用を含むものとする。

2 前項に規定する使用料のほか次に掲げる費用は、利用者の負担とする。ただし、町長が利用者に負担させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(1) 内装の破損による張替え、窓ガラスの破損による取替え及び施設照明等破損した小破修理に要する費用

(2) 寝具(リネン)の交換に関する費用

3 第1項に規定する使用料について、利用者は、町長の指定する方法により体験住宅を利用しようとする日の初日の3日前までに納付しなければならない。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

4 条例第13条の各号の規定により使用料を還付する割合は、次の各号に定める割合とする。

(1) 町の都合により許可を取り消した場合 既に納付した使用料から利用済期間分の使用料を差し引いた金額の10分の10

(2) 利用者の責任でない事由により利用ができなかった場合 既に納付した使用料から利用済期間分の使用料を差し引いた金額の10分の10

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める場合 その都度町長が決定する割合

(使用料の減免)

第7条 条例第12条の規定により使用料を減免することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 町長が別に定める公共団体又は公共的団体が、その団体の目的のために利用する場合

(2) その他町長が認めた場合

2 使用料の減免を受けようとする者は、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅使用料減免申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(利用者の遵守義務)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 体験住宅を留守にするとき及び就寝するときには、必ず施錠すること。
- (2) 体験住宅内は喫煙してはならず、火気の取り扱いは十分注意すること。
- (3) 体験住宅に備付けの家電製品等の備品及び什器類は適切に取り扱うこと。
- (4) 体験住宅を清潔に保つこと。
- (5) 体験住宅を利用中に出了ごみは、適切に処理すること。
- (6) 移住体験事業の利用者は利用期間中に催される地域の行事には積極的に参加すること。
- (7) 利用者は、宿泊期間終了日の午前10時までに明け渡さなければならない。
(制限される行為)

第9条 利用者は、体験住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書その他の印刷物を貼付し、又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為
- (6) 政治活動その他これに類する行為
- (7) 体験住宅周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 体験住宅の全部若しくは一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (9) 体験住宅内及び体験住宅敷地内で、動物を飼育すること。
- (10) 建物の改修又は工作物の設置をすること。
- (11) 利用許可書に記載された者以外の者を宿泊させること。
(利用許可の取消し)

第10条 町長は、条例第9条の規定により許可を取り消した場合は、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅利用許可取消通知書(様式第7号)により利用者に通知するものとする。

(利用後の点検)

第11条 利用者は、体験住宅の利用期間が満了する場合又は利用をやめる場合は、当該期間が終了する日までに、又は条例第9条の規定により利用許可を取り消された場合は直ちに体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた体験住宅の損耗を除き、体験住宅を原状に回復しなければならない。

- 2 利用者は前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、町長の指示に従わなければならない。
- 3 利用者は体験住宅を明け渡すときは、管理業務を行う者の検査を受けなければならない。
- 4 利用者は、第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(立入り)

第12条 町長は、体験住宅の防火、火災の延焼及び構造の保全並びにその他管理上必要がある場合は、利用者の承諾を得ることなく当該体験住宅に立ち入ることができる。

- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(指定管理者の指定の申請)

第13条 条例第18条第1項の規定による申請は、町長が指定する期限までに横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅指定管理者指定申請書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 町長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (3) 町長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 条例第19条第1項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(指定の通知)

第14条 町長は、条例第18条第2項の規定による指定をしたときは、指定された法人等に対し、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅指定管理者指定書(様式第9号)により通知する。

(利用料金の承認申請)

第15条 指定管理者は、条例第20条第2項の規定により利用料金について町長の承認を受けようとするときは、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅利用料金承認申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第16条 条例第22条に規定する利用料金を減免することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 横瀬町が利用する場合

(2) 指定管理者が別に定める公共又は公共的団体が、その団体の目的のために利用する場合

2 利用料金の減免を受けようとするもの(前項第1号の場合を除く。)は、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅利用料金減免申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用状況の管理)

第17条 指定管理者は、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅利用状況等について、毎月10日までに、その前月分を町長に報告しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、体験住宅に関する次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用等の状況

(2) 利用料金等の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) その他町長が必要と認める事項

(指定の解除)

第19条 町長は、指定管理者の責めに帰さない事由により指定期間内に指定の解除を行うときは、解除の日の2月前までに指定管理者に通知しなければならない。

2 指定管理者は、指定期間内に指定の解除を求めるときは、解除の日の2月前までに町長に通知しなければならない。

(指定管理者による管理の場合の読替規定)

第20条 条例第17条第1項の規定により体験住宅の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第3条、第4条、第10条及び第11条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 前項の場合には、第6条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項、第3項及び第4項第3号中「町長」とあるのは「指定管理者」と、同条第4項第1号中「町」とあるのは「町又は指定管理者」と、第12条第1項中「町長」とあるのは「町長及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

事業	提出書類
断熱体験事業(宿泊)	(1) 申請者の本人確認ができる書面の写し (2) 申請者以外の体験住宅を利用する者の住民票(続柄の記載された者に限る)又は同意書 (3) 誓約書 (4) その他町長が必要と認める書類
断熱体験事業(宿泊以外)	(1) 申請者の本人確認ができる書面の写し (2) 町内に事業及び活動の拠点を有する団体を証明する書面の写し (3) その他町長が必要と認める書類
移住体験事業	(1) 申請者の本人確認ができる書面の写し (2) 申請者以外の体験住宅を利用する者の住民票(続柄の記載された者に限る) (3) 誓約書 (4) その他町長が必要と認める書類